

検討対象施設について

資料 1

P1

	名称	所在地	建築年月	築年数	建物延床面積	敷地面積
①	宮城県第二総合運動場					
	宮城県武道館	仙台市太白区根岸町	1981 (S56) 年3月	42年	5,447㎡	13,752㎡
	宮城県弓道場 (近的)		2000 (H12) 年4月	23年	1,026㎡	
	宮城県弓道場 (遠的)		1999 (H11) 年3月	24年	368.9㎡	
	宮城県合宿所		1992 (H4) 年3月	31年	684.06㎡	
クライミングウォール	2002 (H14) 年4月		21年	ルート幅3m、高15m、 延長16.5m		
②	宮城県相撲場	仙台市宮城野区宮城野2丁目	1971 (S46) 年7月	52年	441.04㎡	

宮城県第二総合運動場の概要

①設置目的

武士道に由来するスポーツ（柔道、剣道、弓道）の拠点として設置

②根拠法令

総合運動条例（昭和56年宮城県条例第2号）

③開設

宮城県武道館：昭和56年3月 宮城県合宿所平成4年3月
宮城県弓道場：（近的）平成12年4月／（遠的）平成11年3月

④運営形態

指定管理（宮城県スポーツ協会）
指定管理期間：令和4年4月から令和9年3月

⑤開館日

月～土曜日 9：00～21：00
日曜日・祝日 9：00～17：00

⑥駐車場／エレベーター

有（約240台、大型バス用6台）
／無

⑦主な利用者

武道愛好家、文化スポーツサークルメンバー（太極拳、フォークダンス、卓球等）、学校部活動部員

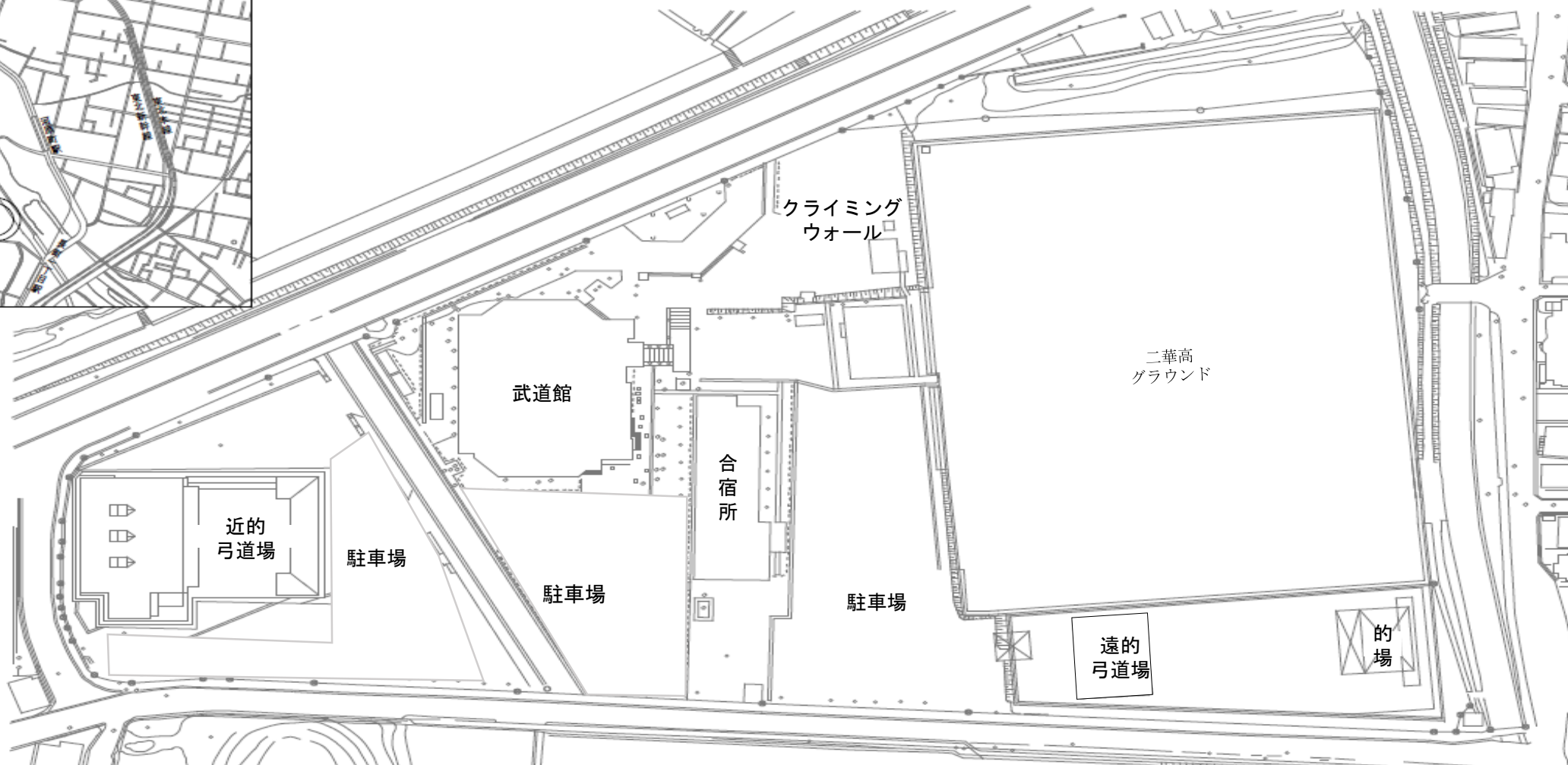
⑧類似施設

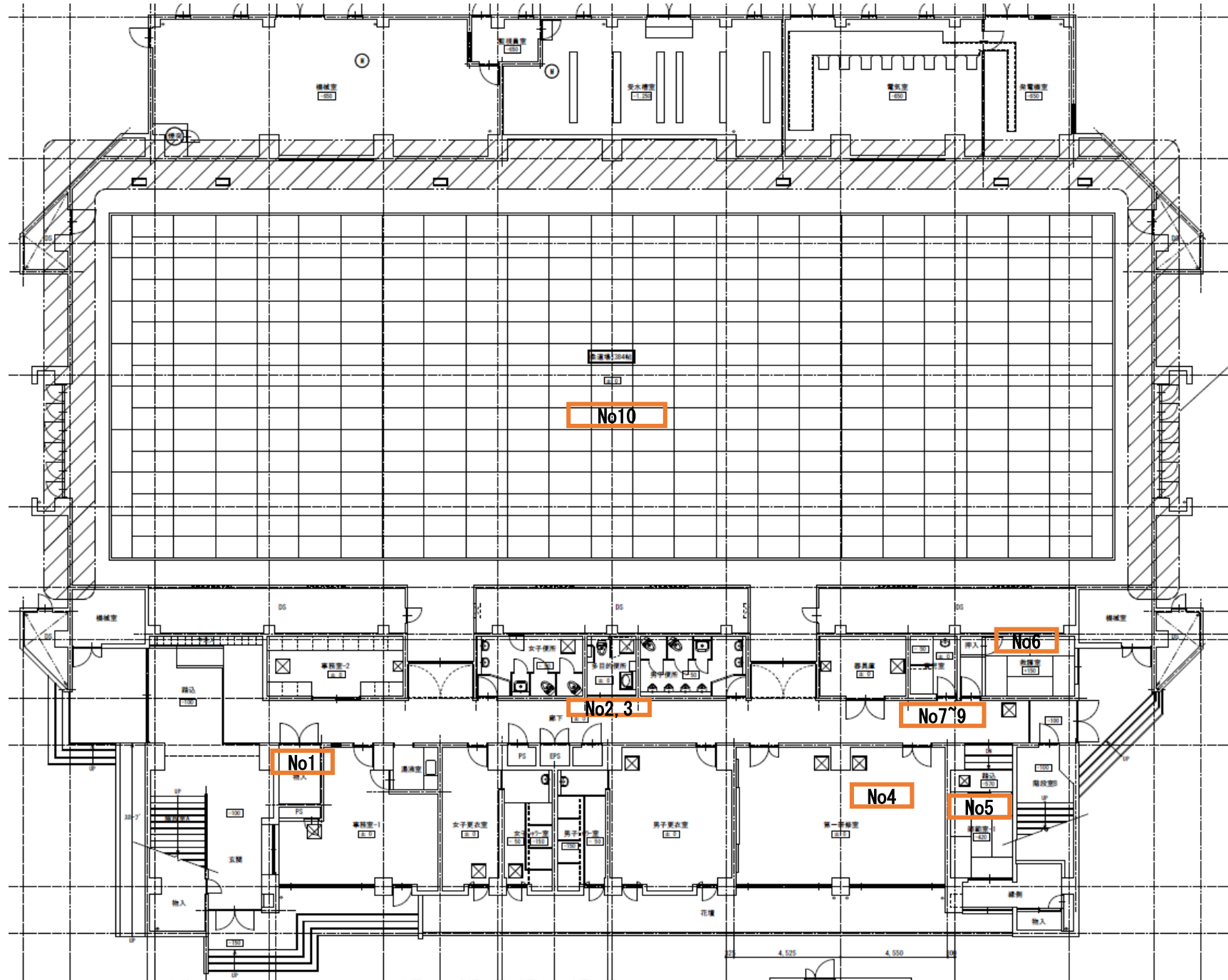
柔道場、剣道場、弓道場は各市町村施設や学校施設等にも整備されている場合がある

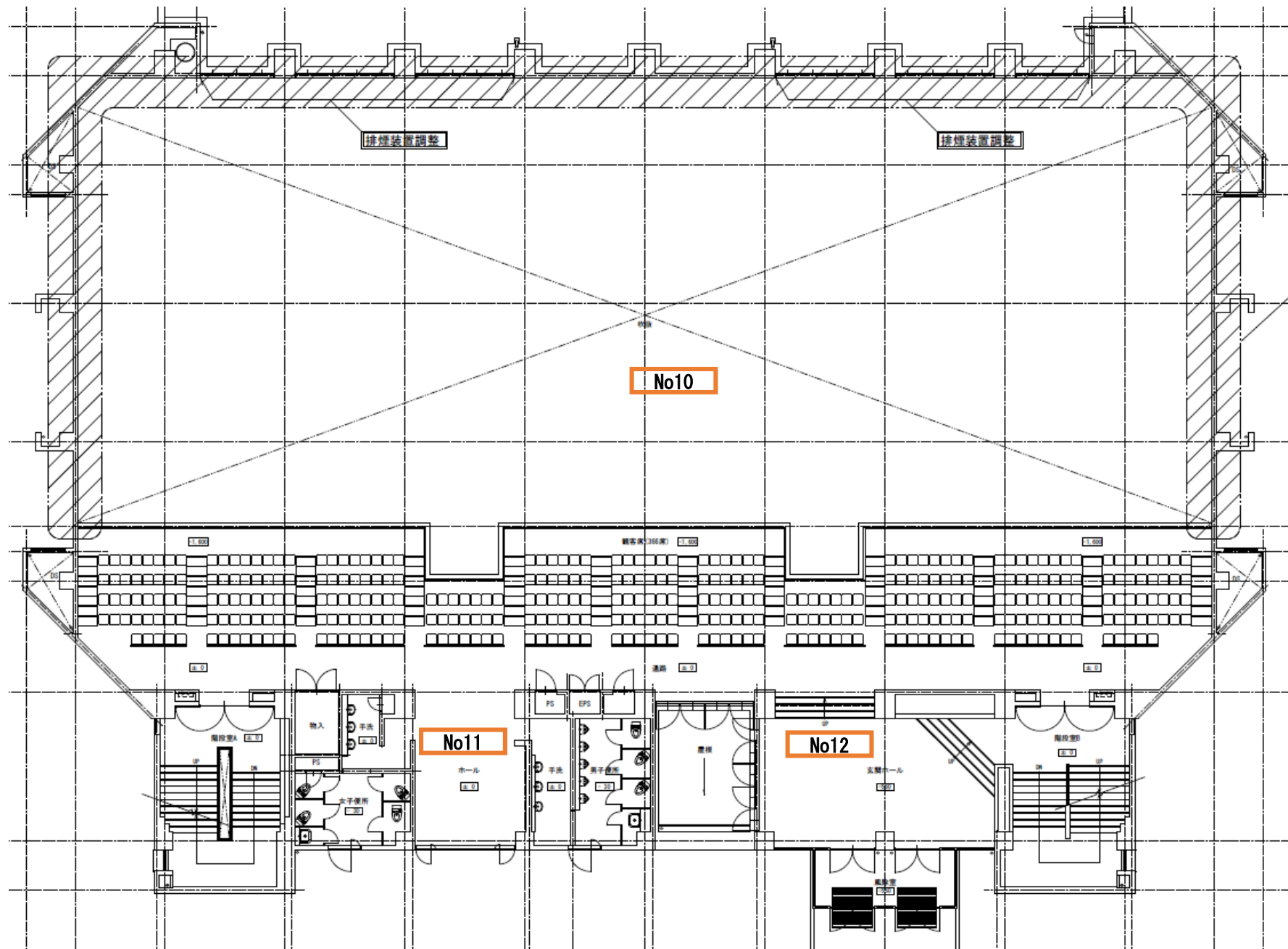
⑨現状と課題

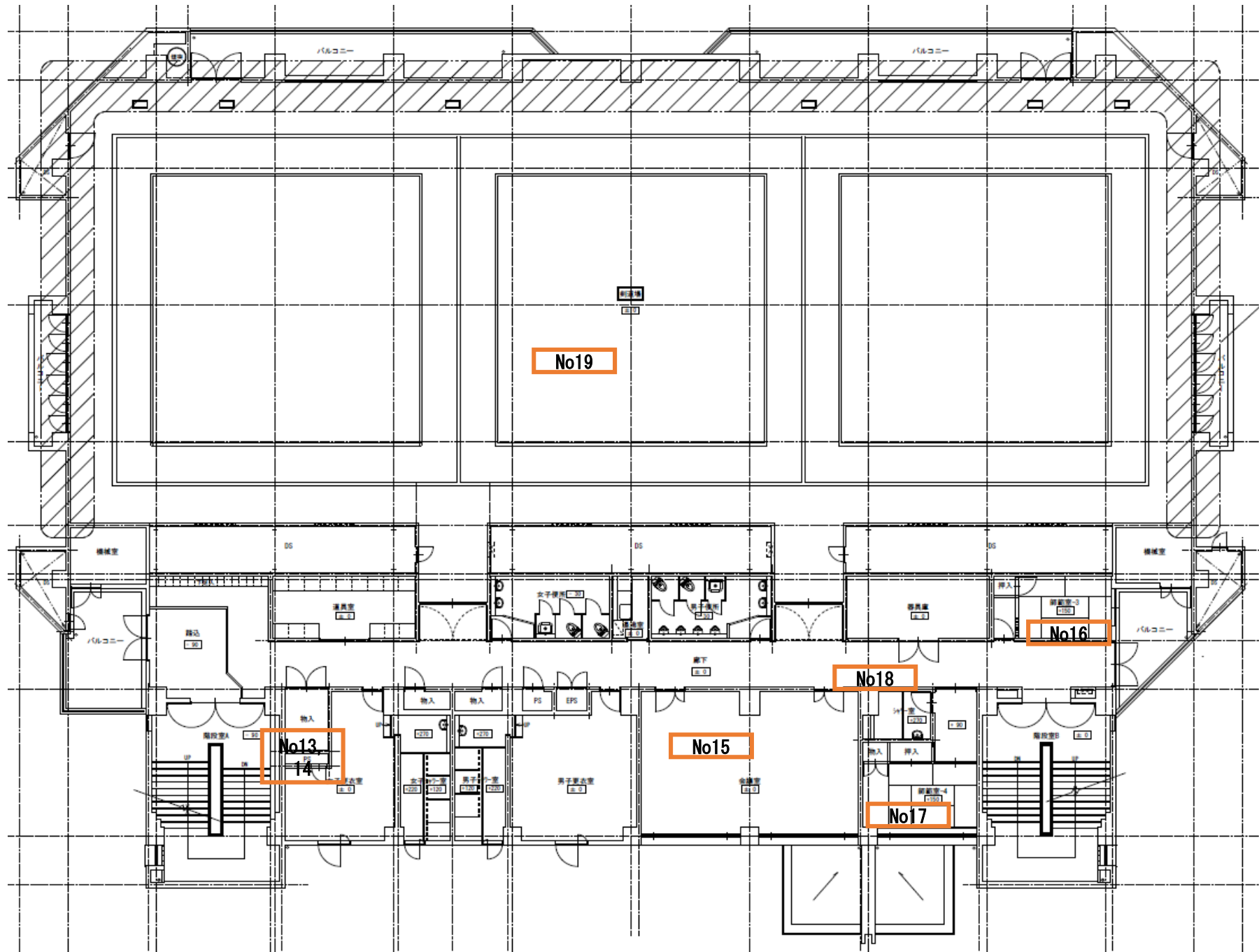
- ▼柔道場、剣道場、弓道場を一か所に備える県内有数の施設。
敷地内に、武道館、弓道場、合宿所、クライミングウォールがありそれぞれ建築年が異なる。
- ▼R3.2、R4.3の地震被害に対応して、近年大規模修繕を行っている。
障害者席やエレベーターが整備されておらずバリアフリーに課題。道場部分には空調設備がない。
- ▼武道館・弓道場の利用率は高い。
クライミングウォールは老朽化・競技規格に合わない、合宿所は利用率が低いことなどから存続を検討する必要がある。

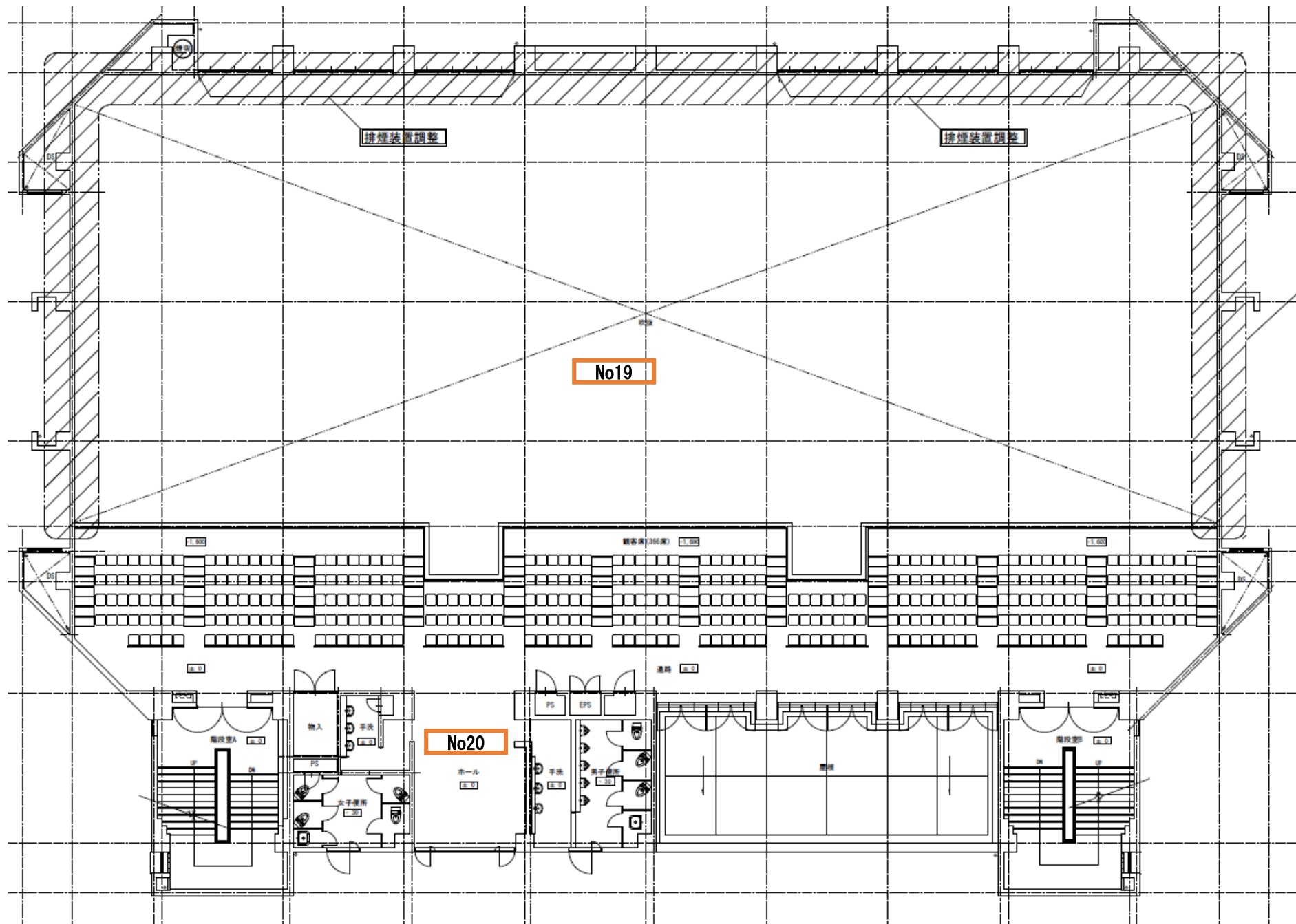


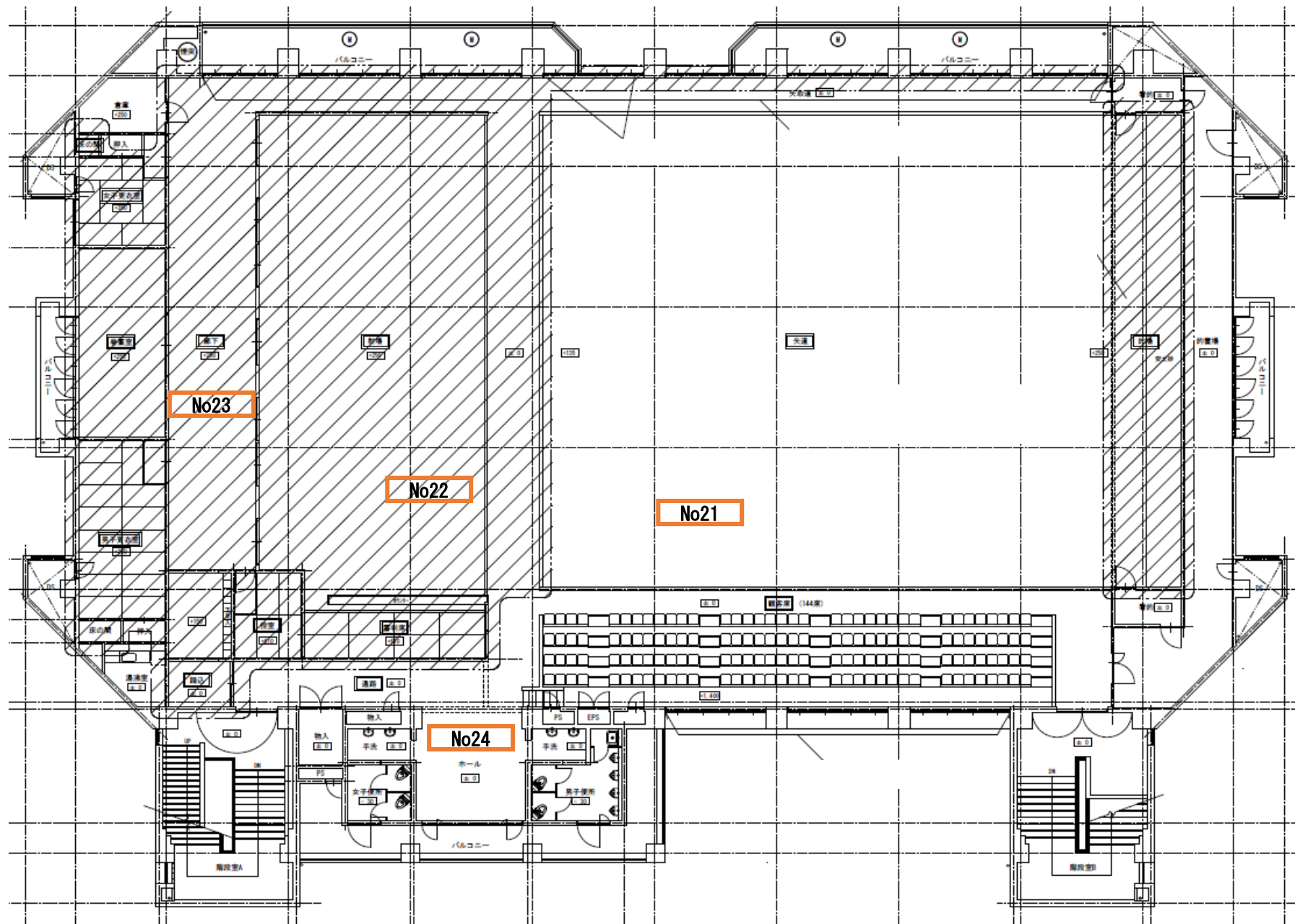




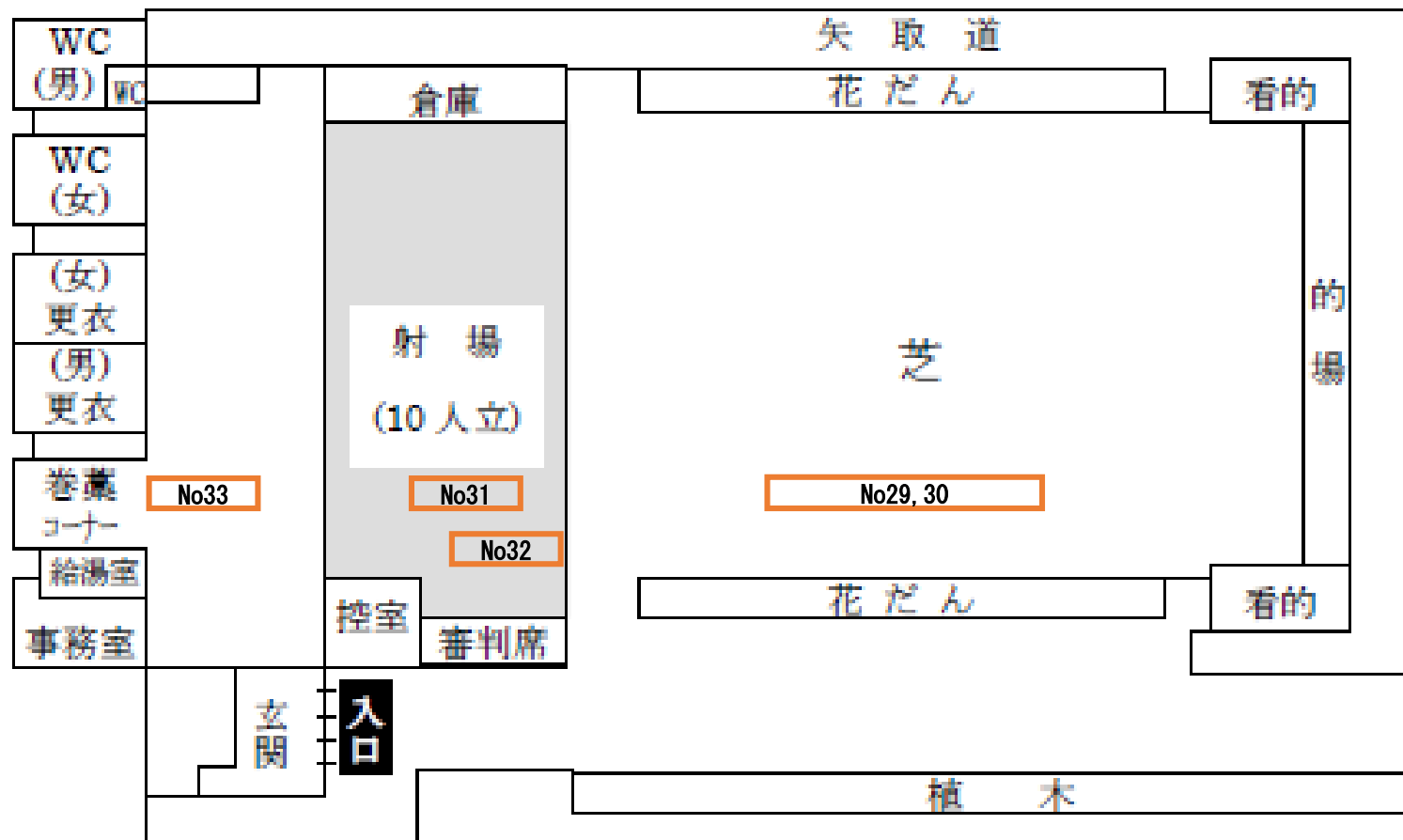


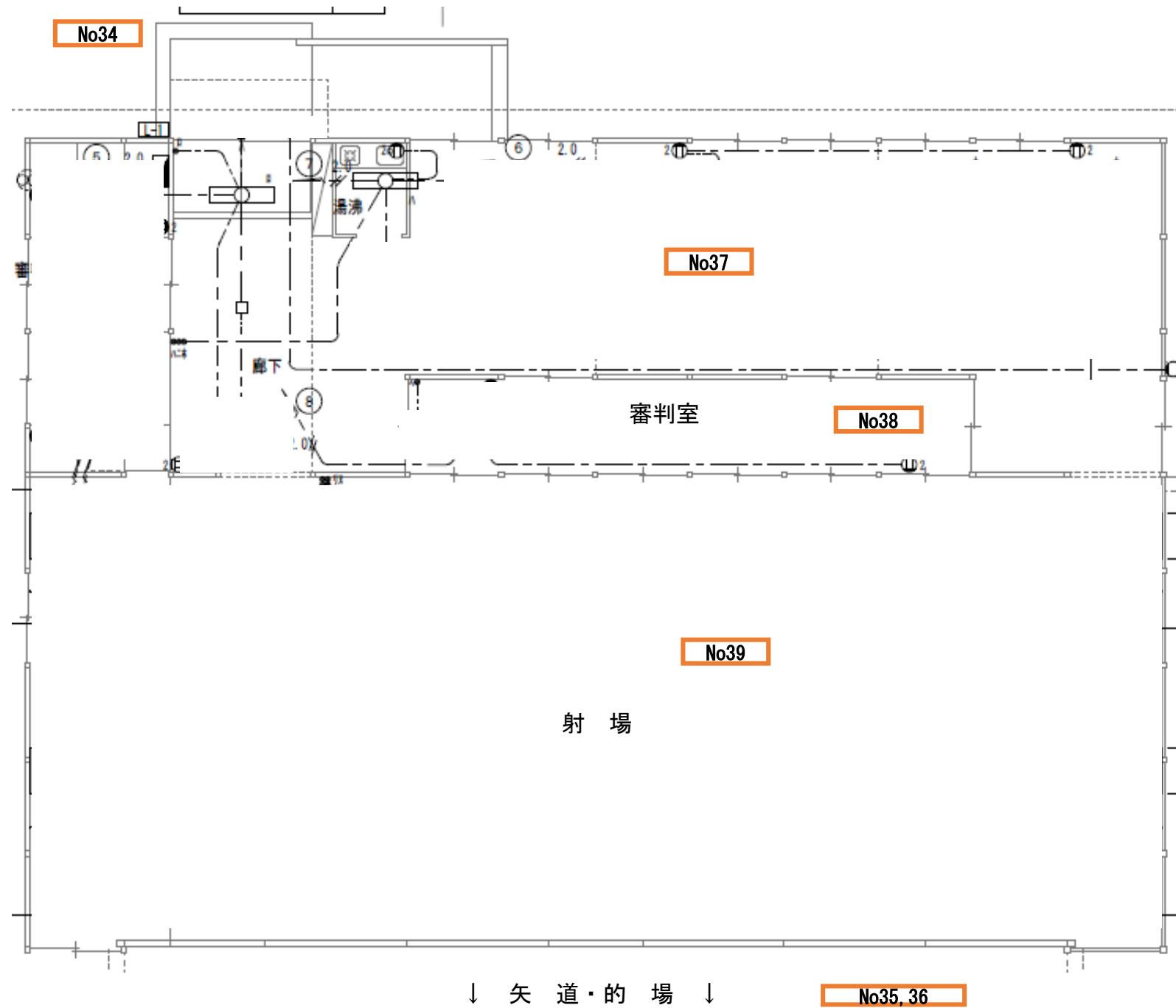






宮城県弓道場（近的）





宮城県相撲場の概要

①設置目的

相撲競技の大会実施場所として設置

②根拠法令

県都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号）

③開設

宮城県相撲場：昭和46年7月

④運営形態

指定管理（仙台市スポーツ振興事業団）
指定管理期間：令和4年4月から令和4年3月

⑤開館日

月～金曜日	4月1日から10月31日	8：00～19：00
	11月1日から3月31日	8：00～17：00
土・日曜日・祝日	4月1日から3月31日	8：00～17：00

⑥駐車場

有（宮城野原公園総合運動場駐車場・楽天球場有料駐車場）

⑦主な利用者

相撲大会関係者

⑧類似施設

みちのく伝創館相撲場（栗原市栗駒）、栗駒武道館相撲場（栗原市栗駒）
道の駅米山併設相撲場（登米市米山）

⑨現状と課題

- ▼施設の老朽化のほか、年1～2回の大会のみで利用されており利用率が低い。
- ▼着替え場所や会議室等の大会実施にあたり必要な施設がない。
- ▼相撲部のある各学校には練習のための相撲場があり、普段の練習に使用する見込みがない。

【参考：利用者数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数	570	435	614	314	174	348	276	4	152	357





※国土地理院より

